別表三（一）付表　記載要領

この表は、法第67条第1項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社が同条の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表三の二の表を次のように改める。

別表三（一）付表　特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

積立金基準額の計算	期末資本金の額又は出資金の額		1	円	所得基準額の計算	欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「4の計」＋(別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」））	15	円
	同上の25％相当額		2			中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額（別表四「37」）	16	
	期首利益積立金額（別表五(一)「31の①」－(別表三(一)「10」）		3			新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十(三)「43」）	17	
	期中増減	適格合併等により増加した利益積立金額	4			対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額（別表十(四)「20」）	18	
		適格分割型分割等により減少した利益積立金額	5			対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額（別表十(四)「21」又は「23」）	19	
	期末利益積立金額 (3)＋(4)－(5)		6			沖縄の認定法人の所得の特別控除額（別表十(一)「9」又は「13」）	20	
	積立金基準額 (2)－(6)		7			国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額（別表十(二)「8」）	21	
定額基準額 2,000万円×12/12			8			収用等の場合等の所得の特別控除額（別表十(五)「22」＋「37」＋「42」＋「47」＋「52」）	22	
所得基準額の計算	所得金額（別表四「49の①」）		9			肉用牛の売却に係る所得の特別控除額（別表十(六)「22」）	23	
	非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額（別表四「38」）		10			超過利子額の損金算入額（別表十七(二の三)「10」）	24	
	受取配当等の益金不算入額（(別表八(一)「13」又は「26」)から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額）		11			課税対象金額等の益金算入額（別表十七(三)「35」)＋(別表十七(三の二)「22」)＋(別表十七(三の八)「28」)＋(別表十七(三の九)「9」)＋(別表十七(三の十)「11」）	25	
	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八(二)「26」)＋(別表十七(三の四)「27の計」）		12			所得等の金額 (9)－(10)＋(11)＋(12)＋(13)＋(14)＋(15)－(16)＋(17)＋(18)－(19)＋(20)＋(21)＋(22)＋(23)＋(24)－(25)	26	
	受贈益の益金不算入額（別表四「16」）		13			所得基準額 (26)×40％	27	
	法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。）（別表四「19」及び益金不算入附帯税（利子税を除く。）の受取額）		14		留保控除額（(7)、(8)又は(27)のいずれか多い金額）		28	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）